

山口県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所等」という。）が新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、必要なサービスを継続して提供できるよう感染防止対策に係るかかり増し経費を支援することを目的とする。

2 事業内容

施設・事業所等が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所等

令和3年10月から12月までの間に指定を受けている別添に規定する県内に所在する施設・事業所等を対象とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

イ 基準単価

施設・事業所等ごとに、別添に規定する基準単価まで補助することができる。

（多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて別添に規定する基準単価まで補助することができる。）

ウ 対象経費

令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用

3 その他留意事項

(1) 申請手続

ア 経費の補助を受けようとする施設・事業所等は、知事に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の施設・事業所等を有する障害福祉サービス等事業者は、県内に所在する施設・事業所等について、一括して申請することができる。

(2) 県の事務

知事は、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、補助の対象となる施設・事業所等であるか確認し、補助額を決定する。

4 県の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和3年12月24日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別添

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

①障害福祉サービス施設・事業所等

基準単価			
分類	No	サービス名	
通所系	1		40人以下
	2	療養介護	41人～60人
	3		61人以上
	4	生活介護	
	5	自立訓練（機能訓練）	
	6	自立訓練（生活訓練）	
	7	就労移行支援	
	8	就労継続支援A型	
	9	就労継続支援B型	
	10	就労定着支援	
	11	自立生活援助	
	12	児童発達支援	
	13	医療型児童発達支援	
	14	放課後等デイサービス	
短期入所	15	短期入所	
入所・居住系	16		40人以下
	17	施設入所支援	41人～60人
	18		61人以上
	19	共同生活援助（介護サービス包括型）	
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）	
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）	
	22		40人以下
	23	福祉型障害児入所施設	41人～60人
	24		61人以上
	25		40人以下
訪問系	26	医療型障害児入所施設	41人～60人
	27		61人以上
	28	居宅介護	
相談系	29	重度訪問介護	
	30	同行援護	
	31	行動援護	
	32	居宅訪問型児童発達支援	
	33	保育所等訪問支援	
	34	計画相談支援	
	35	地域移行支援	
36	地域定着支援		
37	障害児相談支援		
対象経費	・令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用		
補助額の算定	・施設・事業所ごとに、基準単価まで補助することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで補助することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、補助の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- ・療養介護
 - ・医療型児童発達支援
 - ・医療型障害児入所施設
 - ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
 - ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
 - ・同行援護（基準該当含む）
 - ・行動援護（基準該当含む）
 - ・生活介護（共生型・基準該当）
 - ・短期入所（共生型・基準該当）
 - ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）
 - ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
 - ・児童発達支援（共生型・基準該当）
 - ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）